

## 『勘仲記』にみえる「清目」について

布引 敏雄

## 要約

中世では「穢」を「清目」る（掃除する）ことがさかんに行われたが、その実行者でもある「清目之輩」に関する史料は意外に少ない。大阪府域に地域を限定すると、管見では『勘仲記』の弘安七（一二八四）年九月二一条の記事が初見である。同様の事例は大阪・京都の境目に位置する石清水八幡宮の文書中にも散見する。この「清目之輩」に対する世間の視線は少なくとも鎌倉時代中頃には差別的であったようだ。大阪市の住吉神社近傍に位置する被差別部落は、『勘仲記』にみえる「清目之輩」の系譜をひくものと推断でき、被差別部落の中世から近世への連続性を示唆する数少ない一事例である。

## はじめに

このたび、『大阪の部落史』第一巻〈史料編 考古／古代・中世／近世Ⅰ〉（二〇〇五年一月）が刊行されたが、その中世編に収録した史料に関しては世にひろく知られたものが多い。しかし、大阪という地域に限定しての中世史料の集成は従来なかったことなので、大阪地域の部

落史研究の前進にいくばくかの寄与ができるものと思っている。

大阪に地域を限定した中世部落史の研究は、現状では泉州の一部についての個別研究が行われている程度でまだ不十分であり、またその前途は史的な限界もあって相当に困難な状況にあるといつてよいだろう。本稿は、『大阪の部落史』第一巻収録史料を中心にした大阪中世部落史の小論考であるが、不十分さを自覚しながら

もあえて提示してみた。

## 一 『勘仲記』にみえる「清目之輩」

権中納言勘解由小路かでのこうじ（広橋）兼仲の日記『勘仲記』には、弘安七（一二八四）年九月二一日条に、住吉神社の神主が神社内に「五体不具穢」が生じたと報告し、その後の処置について朝廷の指示を求めてきたことがみえている。その住吉神社の解文は以下のとおりである（ここでは読み下し文をのせておく。原文は『大阪の部落史』第一巻を参照していただきたい）。

住吉社大神宮司等、解し申し請ふ天裁の事

特に天裁を蒙むり、先例に任せて御沙汰を経、式日神事以前に解謝を遂げ、神事を勤行せられんと請ふ、五体不具穢の子細の状

右、謹んで案内を考ふるに、今月十九日第二神殿北荒垣内楠木の本に、五体不具穢物これを見付く、禽獸之類これを咋入れる所歟、仍って穢物に於ては例に任せ清目之輩を以て即時に取り退け已におわんぬ、而して来晦日は玉手島御祓い神輿御行事式日たるに依り、当時齊中致す也、境節汚穢の条、神慮もつとも恐るる所也、望み請ふらくは天裁、早く先例に任せ御沙汰を経られ、来晦日

以前に祈祷祓いを行なわれ、神事を勤行せしめんと欲す、  
ていれば在状に録し、謹んで解す

弘安七年九月日

権祝正六位上津守宿祢浦実  
(下略)

この解文によれば、今月一九日に住吉神社の第二神殿の北側の垣根近くの楠木の根本に、「五体不具穢物」が見つかったので、「清目之輩」にその穢物をとりのぞかせた。ついでには境内が穢されたのでどのような処置をなせばよいのか、と住吉神社は朝廷の判断を求めたのである。

五体不具穢とは、身体が損傷された動物などの死体による「穢」のことである。右の解文にある「五体不具穢物」とは何だったのか具体的には不明だが、禽獸の類が食いちぎって運んできたものというから、おそらく動物の死体の一部であつたらう。

さて、朝廷では判断を示すにあたって先例を調べたところ、以下の二例が報告された。第一例は、保元三（一五八）年、老法師が夜中に住吉社第三神殿北面で死去した事件で、この「不浄」に際しては、宣旨が出され、「清祓」が行われた。第二例は、正元元（一二五九）年、住吉社相撲会で童が一人死亡した事件で、このときは神事を延引し、やはり「清祓」を行うようにと宣旨が出さ

れた。

右の先例にならない今回も宣旨が出され、「清祓」が行われることとなった。

宣旨とは、天皇の勅旨を伝宣する公文書で、平安時代初期に蔵人所くろうどしころが設けられて以後は、もっぱら蔵人くろうどが天皇の意思を伝宣する際に発せられた。住吉神社の境内に「五体不具穢物」があつたからといって、わざわざ天皇の判断を示すというほどに、「穢」は都の貴族社会にとつては恐怖の的だったのであろう。

こうした事例は他にもみえる。寛喜二（一一三〇）年閏正月、石清水八幡宮いわしみずはちまんぐうでは次のような事件がおきていた。<sup>②</sup>この月の一九日に鳥が何か骨状のものをくわえてきた。犬が吠えかかったところ、鳥は神木の上にそれを落とした。そこで調べてみると五寸ばかりの骨で、色は白く変じていたが髓には「血気」があつた。すぐさま「番仕丁貞行」をよび、その骨片を西経所の脇戸のところに取り捨てさせ、土で埋めさせた。

この事件については、八幡宮から「穢」であるか否かの判断を上裁に仰いだので、明法博士や陰陽博士おんみょうはかせ、さらには検非違使けひいしなどをまきこんで論議となり、最終的には左弁官より官宣旨が出され、また後堀河天皇が宣命を発するまでに到っている。たかが五寸の骨ひとつでこれほ

どの大騒ぎは、現代に生きる我々にはよく理解できない話である。

さてこの事例では、「番仕丁貞行」なる人物が清目きよめ（掃除）の役を果たしている。住吉神社の事例にみえる「清目之輩」とこの「番仕丁」は同一の存在なのだろうか。右の事例二つのみでは何とも判断がつかないので、もう少し清目の史料を追ってみよう。<sup>③</sup>

## 二 いわゆる「清目」について

「清目」に関する史料の代表的一例として、歌人として有名な藤原定家の日記『明月記』<sup>④</sup>正治二（一一二〇）年閏二月一三日条をとりあげておこう。

十三日、天晴、今日は出京せんと欲する日なり、辰時ばかりに青侍等云く、坤方の竹内に穢物あり、人頭なり、木守丸をよび実正を見さしむ云々、たまたまの出京、又穢気、無骨を極むる者なり、即ち取り捨てしむ。嵯峨辺に浄目と称する物居住す、小分の物を給しこれを取らしむ、未の時ばかりに嵯峨を出、京に入る

これを見ると、定家の屋敷内の竹林に「穢物」があるというので「木守丸」（庭の樹木の管理を行う人々か）にその実否を調べさせたところ、その「穢物」は人間の頭

だという。そこですぐに取り捨てさせた。その取り捨てを行ったのは、京の郊外嵯峨野あたりに居住する「浄目」と称する人々だった、というのである。

藤原定家は中堅貴族であるから、前出の住吉神社や石清水八幡宮の事例のように宣旨や宣命が出されるといった大騒ぎとはなっていないが、「穢物」を特定の職掌の人々に取り除けさせたことは共通している。

前節の石清水八幡宮の事例の「番仕丁貞行」について再び考えてみる。大日本古文書『石清水八幡文書』には「清目」に類すると思われる人々が散見する。たとえば、弘安元（一二七八）年四月に亀山院院宣<sup>5</sup>によって石清水八幡宮に五カ条の「式法」が下されているが、その第五カ条が

一、山上浄行輩、為濫僧之後、可勤山下所司役事

石清水八幡宮の山上の「浄めを行う輩」<sup>6</sup>（すなわち清目の者）は、「濫僧」だから山下の所司役を勤めよ、というのである。

濫僧とは、鎌倉時代中期の辞書とも言える書『塵袋<sup>7</sup>』では、有名な「キヨメラエタト云フハ何ナル詞ハゾ 穢多」の説明文中で、「エタ」のことを「子細シラヌモノハラウソウトモ云フ、乞食等ノ沙門ノ形ナレトモ其ノ行儀僧ニモアラヌヲ濫僧ト名ケテ、施行ヒカル、ヲハ濫僧

供ト云フ」と記している。

この『塵袋』の記述にしたがえば、石清水八幡宮の山上の「浄行輩」は「濫僧<sup>8</sup>」であり、それは「エタ」の別称でもあったということになる。

『石清水八幡文書』には、「境内散所法師」という語もみえ、<sup>8</sup>これから推して「浄行輩」は「散所法師」とも呼ばれる人々だった可能性もある。

弘長三（一二六三）年九月には、大風によって山上山下の樹木二千余本が倒れ、その際に死者（盲目の宮仕や女性の参詣者）が出たことがあった。その死人を取り下げ、樹木をとりのけたのは「清目丸」とよばれた人々であった。<sup>9</sup>

近世の古文書であるが、摂津鵜殿宿の者が往古より「八幡之宿之神人」だったこと、また往古より八幡宮の「神役神事」を勤めていることが主張されている。<sup>10</sup>こうした記事からも「浄行輩」は「清目丸」であり、寛喜二年の「番仕丁貞行」もその類の人々であったと推測してもよいのではなからうか。

### 三 「清目之輩」は賤視されたか

藤原信実の著した『今物語』<sup>11</sup>には、次のような話が出

てくる。

ある蔵人が月夜に革堂こうどうに詣でて美しい女に出会う。彼が言い寄ると彼女は「左様の道にはかない難き身」だからと、その申し出を断る。あきらめきれず蔵人が跡をつけてゆくと、その女は「一条河原」に到った。ふりかえった女は

玉みくりうきにしもなとねをとめてひきあげ所なき身成らん

と独り言のようにつぶやくと「きよめが家の有けるに入にけり」という。

さて、「ひきあげ所なき身」とは、どのような立場なのだろうか。解釈の難しい歌であるが、恋の相手はできないとその場を逃げ出した女は、「きよめが家」の女であった。とすれば、「ひきあげ所なき身」とは、引き揚げていく場のない身という意味と、貴族の男性との恋によつて自分の身分を高い身分に引き上げようとしても不可能な「賤しい」身分、という両様の意味がかけられているのであろう。

『今物語』の著者・藤原信実は画家として有名だが、一二世紀から一三世紀にかけての人であり、その編になるという『今物語』は作中に延応元（一二三九）年の年紀が見えているので、それ以後の編であろうといわれて

いる。住吉神社の事例や『明月記』にみえる事例とほぼ同時代と考えてさしつかえないだろう。

こうした事例を見ていくと、鎌倉時代中頃には、清目の者たちは賤視されていたと考えるものではなからうか。前出の『塵袋』は鎌倉時代中期の編であるが、そこには「キヨメラエタトイフハ何ナル詞ハゾ」と問題を提起している。これは、鎌倉時代中期に、「清め」（掃除）という行為をなす者を「エタ」とよぶ人々がいたこと、またそれについて疑問に感じる人々がいたことを示している。すなわち、当時、「清め」という行為が「穢」とはかならずしも結びついていない状況と、結びつけようとする状況、両者がともに存在していたことを示している。

さて、最後にこうした清目の者と現代の被差別部落の関係を考えてみたい。

住吉神社の近傍には近世初頭から被差別部落があったことを「撰津国図」が伝えている<sup>13</sup>。しかし、この村の中世の状況は何もわかっていない。

とすれば、『勘仲記』にみえた「清目之輩」がその前身と推理してみたくなる。まったく推測の域を出ないが、清目の人々の居住地はおそらく住吉神社の近辺にあったはずだから、それが近世へとつながり、さらに現代へと

連なっていると。石清水八幡宮領の摂津国鶴殿宿が往古からの神役奉仕を近世の時点で主張しているのと同様に、住吉神社近傍の被差別部落も往古から清目の役を勤めた人々であった可能性はありと見てもよいのではなからうか。

注

- (1) 増補史料大成。『大阪の部落史』第一卷（解放出版社、二〇〇五年）、一八五頁～一八七頁。
- (2) 大日本古文書『石清水文書』石清水文書之二、三三七番文書～三五九番文書。この文書群は『平安遺文』にも収載されている。
- (3) 清目に関する史料については、丹生谷哲一『検非違使』（平凡社選書、一九八六年）に一覧表が掲示されており、便利である。
- (4) 史料纂集。
- (5) 大日本古文書『石清水文書』石清水文書之一、三二五番文書。
- (6) 「浄行輩」の解釈は、「浄めを行う輩」、「浄らかな行いの輩」の二通りが考えられる。本稿では前者の解釈をとっている。
- (7) 部落問題研究所編『部落史史料選集』第一卷（部落問

題研究所出版部、一九八八年）。

- (8) 大日本古文書『石清水文書』石清水文書之一、三二七番文書。
- (9) 大日本古文書『石清水文書』石清水文書之五、「宮寺縁事抄」。
- (10) 大日本古文書『石清水文書』石清水文書之三、一〇七七番～一〇七八番文書。
- (11) 群書類従、雑二十七輯。
- (12) 「玉みくり」の歌は、解釈が難しい。「玉みくり」ではなく「魂送り」かもしれない。「ねをとめて」は「根を留めて」と「音を止めて」をかけてあるのだろうか。
- (13) 住吉部落歴史研究会編『住吉のなりたちとあゆみ』（部落解放同盟大阪府連合会住吉支部発行、一九八六年）。